

令和8年度 コベカツフェスティバル企画・運営業務 実施要領 (公募型プロポーザル)

1. 事業目的

コベカツに参加する生徒のモチベーションを向上する新たな発表の場の提供として、生徒・コベカツクラブ・関係者が一堂に会する「コベカツフェスティバル」を開催する。あわせて、生徒・保護者が参加するコベカツを検討できる機会として、コベカツに参加している生徒の声を届けるなど、コベカツの魅力や新たな価値創造を発信することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 委託事業名

令和8年度 コベカツフェスティバル企画・運営業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

10,000,000円（消費税・地方消費税を含む）

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(6) 委託料の支払い

3月31日までに業務完了報告を提出のうえ、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であることとする。

- (1) 本社又は本店所在地が神戸市内にあること。（複数の事業者等により構成される共同体の場合は代表企業）
- (2) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされて

いる団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。

- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、構成員全てが上記(2)～(9)に掲げる要件を全て満たしていること。なお、代表企業は主たる業務を担う事業者であること。

4. スケジュール

(1) 公募開始	令和8年10月28日（水）
(2) 企画提案参加申込書兼質問書の提出期限	令和8年11月16日（月）17時必着
(3) 質問に対する回答	令和8年11月19日（木）（予定）
(4) 企画提案書・事業見積書の提出期限	令和8年11月30日（月）17時必着
(5) 提案内容に関する説明（プレゼンテーション）	令和8年12月4日（金）午後（予定）
(6) 選定結果通知	令和8年12月7日（月）（予定）
(7) 契約締結・事業開始	令和8年12月10日（木）
(8) 事業完了	令和9年3月31日（水）

5. 応募手続き等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書兼質問書の提出

- 受付期間
令和8年11月16日（月）17時必着
- 提出書類
 - ① 企画提案参加申込書兼質問書（様式1）
 - ② 参加資格確認書（様式2）
 - ③ 団体概要（任意様式。直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可）
 - ④ 事業経歴書（任意様式）
 - ⑤ 本業務の類似業務を受託又は自ら実施した実績を示す資料（実績がある場合のみ）
 - ⑥ 共同企業体結成届出書（共同企業体で提案する場合のみ）（様式3）
 - ⑦ 委託業務推進体制図（共同企業体で提案する場合のみ）（様式4）
- 神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、上記①～⑦の書類に加え以下の資料を提出する。（郵送で送付）
 - ⑧ 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）【写し可】
（提出日から起算して3か月以内に発行されたもの）
 - ⑨ 納税証明書（国税）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）【写し可】
 - ⑩ 暴力団排除誓約書（様式9）

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の②～⑩を提出すること。

- 提出方法

上記「提出書類」を、本要領「８．提出先・問い合わせ先」まで、Eメールまたは郵送により提出すること。電子メールの表題は「【事業者名】コベカツフェスティバル企画・運営業務 参加申込」とすること。

- 質問回答

令和８年 11 月 19 日（木）ごろに企画提案参加申込書兼質問書に記載のメールアドレス宛てに送付する。回答内容は本要領及び仕様書を補足する効力を持つものとする。ただし参加申請者の技術提案内容に関わる事項等については、質疑を行った者にのみ回答を行う場合がある。

(2) 企画提案書・事業見積書の提出

- 受付期間

令和８年 11 月 30 日（月）17 時必着

- 提出書類

① 企画提案書・事業見積書（様式５）A4 版とし、15 ページ以内（表紙を除く）とする。

企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。

- (ア) 本業務に対する考え方
- (イ) 提案のアピールポイント
- (ウ) 本業務の実施方法、実施スケジュール
- (エ) 本業務にかかる実施体制・支援体制
- (オ) 類似業務実績
- (カ) 提案見積と積算根拠

- 提出部数

- ・ 企画提案書・事業見積書（様式５）

- P D F データおよび印刷物 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

- 提出方法

P D F データは電子メール、印刷物は持参又は郵送とする。

※ 提出先は、本要領 8 に定める担当部署

- その他

提出後に、提案内容について神戸市から問い合わせることがある。

6. 選定に関する事項

(1) 提案内容に関する説明（プレゼンテーション）

日時 令和8年12月4日（金）午後（予定）

場所 神戸市教育委員会事務局（ハーバーランドセンタービル4階）

内容 ・企画提案書によるプレゼンテーション（20分程度、質疑応答は別途）

- ・説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
- ・説明の際は、事前に提出のあった企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(2) 選定方法

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア. 提案の審査は、応募者による提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを受け、その内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。なお、各審査員の採点の合計が総合点数の60%以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない
- イ. 参加申込者が1者の場合は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行い、各審査員の採点の合計点が60%以上の場合は、契約の相手方の候補者とする。
- ウ. 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- エ. 合計点が同一の事業者が複数いる場合は、内容点のうち「Ⅰ. 業務実施、提案内容に対する評価」における各選定委員の点数の合計が最も高い事業者を契約の相手方の候補者とする。
- オ. 評価の視点は以下のとおり（別紙参照）
 - 業務実施、提案内容に対する評価 【70%】
 - 業務遂行能力、事業実施体制 【30%】
- カ. 契約にあたっては、候補者との協議が整わない場合は、次点の評価を受けた事業者から順に契約締結の協議を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア. 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ. 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ. 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ. 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ. その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと
- カ. 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- キ. 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に対し電子メールで通知するとともに、本市ホームページに公表する。なお、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

7. その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) いかなる場合も提出された書類の返却はしない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。（神戸市個人情報公開条例に基づく公開を除く）
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

8. 提出先・問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

神戸市教育委員会事務局 児童生徒課 魚山

電 話：078-984-0728 ※受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:30

Eメール：kobe-katsu@city.kobe.lg.jp

別紙 評価基準

評価項目		配点
1. 業務実施、提案内容に対する評価		
企画・コンセプト	事業目的に合致し、事業目的の達成が期待できる提案となっているか。	20
コンテンツ	コベカツの魅力を広く発信できるコンテンツの提案となっているか。	20
イベント運営	イベント準備や運営に係る組織、人員配置等が適切であるか。会場レイアウトや、問い合わせ・来場者対応計画等は適切であるか。	15
情報発信	市内に広く周知し、多くの集客が見込めるような広報展開を提案しているか。	5
事業費	合理的かつ無理のない積算に基づく見積となっているか。	10
小計		70
2. 業務遂行能力、事業実施体制に対する評価		
業務管理	業務スケジュールは適切に設定されているか。出展者や神戸市との情報共有・調整および業務管理を適切に実施できるか。	10
実施体制	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。	10
実績	類似事業に対する豊富な実績を有しているか。本市においても同様の成果が期待されるものか。	10
小計		30
合計		100